

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について
藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程を次のように改正する。

2011年（平成23年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員について、業務監督者としての職務を定めるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程（平成8年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（業務監督者の職務）

第7条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 集団作業業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督
- (2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 関係各課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(技能労務職員の服務の原則)</p> <p>第 3 条 技能労務職員は、その所属する課等の長又は教育総務部若しくは生涯学習部に属する教育機関の長(以下これらを「所属長」という。)の命令に従い、職種名に応じて定める次条以下の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(学校用務員)</p> <p>第 4 条 学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) 校地及び校舎に係る次に掲げる清掃等に関する業務</p> <p>ア 校地及び校舎の清掃及び整備に関すること。</p> <p>イ 樹木及び花壇の手入れに関すること。</p> <p>ウ 校地内の除草に関すること。</p> <p>(2) 校門及び校舎の出入口の開閉並びに防災に関する業務</p> <p>(3) 校舎及びその附属設備等に係る次に掲げる整備等に関する業務</p> <p>ア 学校の施設及び備品の補修に関すること。</p> <p>イ 学校で使用する簡易な物品の作製に関すること。</p> <p>ウ 冷暖房器具及びその燃料の管理等に関すること。</p> <p>エ 飼育動物、植物等の教材の整備の協力に関すること。</p> <p>(4) 校務連絡及び庶務に係る次に掲げる業務</p> <p>ア 文書、物品等の送達、收受等に関すること。</p> <p>イ 文書、物品等の整理及び整頓とんに関すること。</p> <p>ウ 来校者の受付、案内及び接待並びに学校職員への取次に関すること。</p> | <p>(技能労務職員の服務の原則)</p> <p>第 3 条 技能労務職員は、その所属する課等の長又は教育総務部若しくは生涯学習部に属する教育機関の長(以下これらを「所属長」という。)の命令に従い、職種名に応じて定める次条以下の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(学校用務員)</p> <p>第 4 条 学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) 校地及び校舎に係る次に掲げる清掃等に関する業務</p> <p>ア 校地及び校舎の清掃及び整備に関すること。</p> <p>イ 樹木及び花壇の手入れに関すること。</p> <p>ウ 校地内の除草に関すること。</p> <p>(2) 校門及び校舎の出入口の開閉並びに防災に関する業務</p> <p>(3) 校舎及びその附属設備等に係る次に掲げる整備等に関する業務</p> <p>ア 学校の施設及び備品の補修に関すること。</p> <p>イ 学校で使用する簡易な物品の作製に関すること。</p> <p>ウ 冷暖房器具及びその燃料の管理等に関すること。</p> <p>エ 飼育動物、植物等の教材の整備の協力に関すること。</p> <p>(4) 校務連絡及び庶務に係る次に掲げる業務</p> <p>ア 文書、物品等の送達、收受等に関すること。</p> <p>イ 文書、物品等の整理及び整頓とんに関すること。</p> <p>ウ 来校者の受付、案内及び接待並びに学校職員への取次に関すること。</p> |

エ 学校の行事の準備及び後片付けに関すること。

オ 金銭の受渡しに関すること。

カ 校務に係る印刷物の作成及び製本に関すること。

キ 湯茶の準備に関すること。

(5) 非常災害，児童又は生徒の事故等の緊急事態が発生した場合における連絡並びに負傷者等に対する介助及び応急措置に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか，所属長が行うことを命じた業務

(業務監督者の職務)

第7条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員は，次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 集団作業業務に関する計画並びに従事する職員の調整，指導及び監督

(2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。

(3) 研修の企画及び実施に関すること。

(4) 関係各課との連絡調整に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が行うことを命じた業務

附 則(平成23年教委訓令甲第 号)

この訓令は，平成23年4月1日から施行する。

エ 学校の行事の準備及び後片付けに関すること。

オ 金銭の受渡しに関すること。

カ 校務に係る印刷物の作成及び製本に関すること。

キ 湯茶の準備に関すること。

(5) 非常災害，児童又は生徒の事故等の緊急事態が発生した場合における連絡並びに負傷者等に対する介助及び応急措置に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか，所属長が行うことを命じた業務